

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 2 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01361

研究課題名（和文）入国管理・庇護・国籍政策の相互連関の解明—多様な移動をめぐる英国の政策変容

研究課題名（英文）A Historical Account of Immigration, Asylum and Citizenship Policies in Britain:  
In search for a New Evaluation Framework

研究代表者

柄谷 利恵子 (Karatani, Rieko)

関西大学・政策創造学部・教授

研究者番号：70325546

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果としては以下の通りである。まず研究業績としては、過去3年間で、単著論文を4本発表し、研究報告を4回（国際ワークショップ2回、国内での学会報告2回）実施することが出来た。

本研究が検証したのは主に次の3点である。第1に、国際ワークショップでは1914年から第2次世界大戦終了までの戦間期を、第2に国内の学会報告及び執筆論文では庇護政策を、さらに第3点として国籍政策の現状を検討した。結果として、英国を取り巻く外的要因が成員形成に与える影響が内的要因と比べて軽視されてきた点を明らかにし、国内および国外からの多様な要因が成員のあり方に継続的に影響を及ぼしていることを論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国家の構成員の決め方、つまり入国管理・国籍制度に関する先行研究では、国家の統治機構や歴史・文化的背景といった内的要因が重視される一方で、国家を取り巻く外的要因が成員形成に与える影響は見過ごされがちである。本研究では、英国をとりまく国際環境が、英国の政策変容に密接に関わっていたことを論じた。国家と成員とのつながりは固定的で永続的なものと理解されがちである。しかし現実には、国内および国外からの多様な要因が、国家と成員の関係および成員のあり方に継続的に影響を及ぼしている。庇護政策においても、各国に政策立案・運用は難民レジームの変容及び難民レジームの抱える問題と密接に関連していることがわかった。

研究成果の概要（英文）：The results of this research are as follows. In terms of research achievements, I have published four single-authored papers and conducted four research presentations (two at international workshops and two at national conferences) in the past three years.

My study mainly focused upon three points. First, the international workshop paper examined relevant nationality and immigration policies during the inter-war period from 1914 to the end of World War II; second, the domestic conference papers and journal articles examined asylum policy; and third, they explored the current state of British nationality policy. As a result, I argued that the impact of external factors surrounding the UK on the formation of its policies related to its membership has been downplayed in comparison with internal factors, and that diverse factors from within and outside the country continue to make enormous impact.

研究分野：国際関係論

キーワード：国際移動 国籍 英国 歴史性

### 1. 研究開始当初の背景

2015年以降、強制移住者の増加が世界的に続いており、それに伴って反難民・反移民を訴える集団の増加が問題視されていた。当時、各国政府は入国管理政策及び庇護政策を厳格化することで、流入者数の削減及び入国希望者の選択を進めようとしていた。

このような現状を前に、欧米の学界では、国際移動研究の硬直性が批判されていた。具体的には、以下の3点に関する問い直しが要請された。第1が移動するヒト・留まるヒトを対立する存在とみなす二分法の非現実性、第2が意図(自発的か強制的か)に基づく移民・難民の分類への異議申立て、第3が国際移動研究を国境で分断する方法論的国家主義の行き詰まりである。これらの批判を克服するために、多様な学術的見地を取り込むことで理論的発展が模索された。

一方、日本における国際移動研究は、社会学でのエスニシティ研究や経済学での労働経済研究の一環として取り組まれてきた。それに対し、政治学や国際政治学・国際関係論の分野では、入国管理政策や庇護政策に関する関心は低く、近年まで重視されてこなかった。しかし本来、入国管理政策とは、入国時の審査及び選別だけでなく、入国後の受入体制を含めた一連の流れによって成立している。つまり、ヒトの国際移動をめぐる政策は、現在及び将来の国民像を決定する国家の重要政策である。またその政策形成・運用のためには、各国及び移住者を取り巻く国際環境を視野にいれたトランスナショナルな視点が不可欠である。そこで本研究は、欧米の国際移動論研究で進む最新の知見を日本の国際移動研究に導入することで、学際的な議論および分析を通じた研究方法の確立を目指した。

その上で本研究が問題視したのは、国際政治学・国際関係論において近年注目を集める「安全保障化(securitization)」研究において、「脅威」と認識された事象やヒトがあたかも永遠に「脅威」であり続けるかのように議論される点であった。ヒトの国際移動をめぐる政策を評価・検討するためには、個別の事例や政策を取りあげるのではなく、その歴史的経緯および変容に注目する必要がある。そうすることで、「動く」と「留まる」、安全と脅威、国内と国際といった単純で静的な二項対立的解釈から解放される。そのために本研究では、歴史的視座及びトランスナショナルな連携に注目するに至った。本研究の開始直前である2019年10月から12月末までの3ヶ月間、欧州大学院(European Institute)の移民政策センター(Migration Policy Centre)で客員研究員を務め、欧州の研究者と研究交流を実施した。加えて、コロナ禍のため中座せざるを得なかったが、2020年1月から3月末までの3ヶ月間はメルボルン大学に滞在し、研究社との交流に努めた。これらの成果をふまえて、2021年からはDieter Gosewinkel(ベルリン自由大学教授)を代表とする研究チームに参加し、英国の入国管理・庇護・国籍政策の歴史的変容を事例として取りあげている。

以上、本研究では第1に国際政治学・国際関係論における安全保障研究と国際移住研究の理論的接合を、第2に安全保障化研究が内在する単純で静的な二項対立的解釈の克服を試みることを目指した。その上で本研究では、英国の入国管理・国籍政策の歴史的変容を再検証することで、国境の存在にかかわらず「動く」ヒトと「留まる」ヒトが現実には密接に関連しており、一つの政策が想定外の結果を招いてきた歴史の解明を試みた。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、入国管理政策、庇護政策、国籍(帰化)政策というヒトの国際移動に関する政策を一体として検討し評価する枠組みを構築することである。国際政治学・国際関係論において国際移動を扱う先行研究では、ヒトの国際移動を国家にとっての「問題(a problem)」と扱う傾向がみられる。本研究はこのような「思い込み」を問いなおす試みでもある。

国境を越えるヒトは、国家に「問題」をもたらす「管理すべき対象」として、政策が立案・運用されることが多い。しかし現実には、国境を越えるヒトは受け入れ社会に経済発展や文化的多様性といったポジティブなものも同時にもたらす。にもかかわらず、国境を越えるヒトを一方向的にマイナス要因およびリスクとして評価する見方は根強い。このような見方を疑問視する先行研究も存在するが、客観的で建設的な政策議論が進められているとは言いがたい。

そこで本研究が目指すのは、第1に国境を越えるヒトの多様性(背景、意図、形態)、第2に国境を越えるヒトに関する政策(入国管理、庇護、国籍・帰化政策)の連関、第3に政策変容を検討するための歴史的視座である。従来、移民と難民に関する政策は、前者を自発的移住者で後者を強制的移住者であるとみなし、全く別な扱いをすることが前提となっていた。しかしヒトが国境を越える決断をする背景は様々である。移動する時点で背景や意図や形態が多様なだけでなく、時間の経過による変容も考慮されなければならない。にもかかわらず入国管理、庇護、国籍・帰化政策はそれぞれ単独で立案され、政策の連関が問われることはない。そこで本研究は、ヒトの国際移動に関連する政策を、現在および将来の国民像に多大な影響を与える政策と捉える。そうすることで、歴史的視座に基づいた政策を立案し評価することを目指す。

### 3. 研究の方法

本研究では、英国の入国管理・庇護・国籍政策の歴史的変容を、多様な移動性への対応と管理

の観点から評価・検討する。当初、以下の方法を想定していた。まず具体的には、1914年英国国籍および外国人の地位法まで、1948年英国国籍法まで、1981年英国国籍法まで、Brexitに向けての4期に分ける。その上で、本研究では、「移動性」には「移動(mobility)」と「滞留(immobility)」の2種があるだけでなく、移動者の「可能性(capability)」と「適合性(aspiration)」を組み合わせることで、「強制的移動」、「自発的移動」、「強制的滞留」、「自発的滞留」という4種の移動性が存在することを示す。ヒトの多様な移動性を政策立案過程に取り込むことで、「動く」ヒトに自発的と強制的があるように、「留まる」にも自発的と強制的があることを議論に取り混むことを試みる。

本研究を進めるにあたり、一次資料の文献調査が不可欠である。収集した資料を詳細に検討することで、ある政策の影響がそれに続く政策の立案を促し、それらの結果が入国管理・庇護・国籍政策の連関関係を変えていく過程を明らかにすることができる。2021年から2023年の研究期間内で、残念ながら2021年はコロナ禍のため、国内・国外どちらにおいてもインタビューや資料収集を実施するのが困難で、インターネットに公開されている資料や文献の収集に専念せざるを得なかった。完全に無制限な状況ではなかったが、2022年と2023年は英国国立公文書館及びオックスフォード大学ボードリアン図書館で資料収集を行った。ただし海外の識者に対するインタビュー及び国際ワークショップを通じた知見の獲得については、すべてzoomを利用せざるをえなかった。最善を尽くしたつもりではあるが、当初想定していた研究方法を変更せずに完全に使うことは出来なかった。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究の主な成果

本研究の成果としては以下の通りである。まず研究業績としては、過去3年間で、単著論文を4本発表し、研究報告を4回(国際ワークショップ2回、国内での報告は政治思想学会研究大会と国際政治学会年次大会で各1回)実施することが出来た。なお、Gosewinkel教授を代表とする国際研究チームの成果はすでに提出済みだが、出版を待っている状態である。そのため今回は成果に含めていない。日本語及び英語で論文を執筆し、口頭報告も英語と日本語の両方で実施する機会を得たことで、本研究の成果を国内外に広く問いかけることができた。国内外の識者から助言や提案を受けることができたため、これらを用いて今後の成果へとつなげていきたい。

研究開始当初は、英国の入国管理・庇護・国籍政策の歴史の変容を4期に分けて政策変容を扱う予定だった。しかし研究方法の箇所でも述べたとおり、コロナ禍で英国での資料収集が想定通りには実施できず、手直しをせざるを得なかった。結果として、研究成果は以下の3点を明らかにするに留まった。第1に、国際ワークショップでは1914年から第2次世界大戦終了までの戦間期を、第2に国内の学会報告及び執筆論文では庇護政策を、さらに第3点として国籍政策の現状を対象に検討した。そのため、第2次世界大戦後から英国の欧州連合離脱までの時期については十分成果を出すに至っていない。これらについては、2024年に開始する科学研究費助成事業(基盤C、研究代表)が採択されているため、そちらで成果を問うていきたい。

国際ワークショップでは'Legislating Imperial Membership: The Common Code System of the British Empire-Commonwealth before the Second World War'というテーマを扱った。このテーマの下で、第2次世界大戦後の英国の入国管理・庇護・国籍政策の基盤が、戦間期、具体的には1914年英国国民および外国人の地位に関する法律(以下、1914年法)の制定によって体现されていることを明らかにした。先行研究では、第2次世界大戦後の政策の特徴として、人種差別的な手法と煩雑な入国管理令の存在の2点が指摘されている。しかし本研究では、歴史的視点から検討した結果、これらの点は第2次世界大戦以前の英帝国(英連邦)の政治体としての成り立ちや英国本国との関係の中にすでに具現化されていることがわかった。さらに1914年法は、英国からの植民者が統治する、当時、定住植民地といわれていた地域と英国本国との間の協議と交渉を通じて成立し運用された。これは、英帝国(英連邦)を構成する定住植民地以外の地域の扱いとは完全に異なっている。結果として、戦後の人種差別的な手法は、定住植民地とそれ以外を明確に区別する1914年法の成立過程からすでに明らかだった。また、多人種・多文化な政治体から構成される英帝国(英連邦)が共通の入国管理・国籍政策を導入し続けるためには、政策の詳細についてはそれぞれの構成政治体に任せるしかなかった。結果として、第2次世界大戦以前から、英帝国(英連邦)の入国管理・庇護・国籍政策の大枠は本国法で決定され、詳細は各地の入国管理令を通じて運用されるしかなかった。第2次世界大戦以後の煩雑な入国管理令の起源は、戦前からのなごれを受け継いだ結果である。

英国の庇護政策の歴史的検証については、設立から今日に至る難民レジームの変容の中で英国の事例を位置づけることを目指した。1990年代以降、難民レジームにおいても、英国の庇護政策においても、いわゆる「第三国定住受入れ」が促進されている。第三国定住受入れは、難民レジームにおける3つの恒久的解決策(自主帰還、第1次庇護国定住、第三国定住)のうちの一つである。難民レジーム設立当初から、三つの中でも最も重要度が低く、他の二つの方法が確立できない場合の施策という位置づけだった。しかし、庇護申請数の増加及びポスト冷戦後の国際社会における難民レジームの応答として、一部の国への難民保護の「責任(もしくは、負担)」の集中を防止する方法として、第三国定住が見直されるようになった。実際の第三国定住受入数は、庇護申請者数に比べて余りに少ない。そのため第三国定住受入数の見直しをどれだけ強化しても、難民受入数の偏りが是正されることには繋がらない。にもかかわらず、難民レジームにおい

ても、英国の庇護政策においても、第三国定住促進が強調されている。本研究では、英国の庇護制度を事例として、21世紀の国際的難民レジームにおいて第三国定住受入れが再評価され推奨される意味を批判的に検討した。一体、だれのために、なぜ第三国定住受入れがすすめられ、それによってなにを「恒久的」に「解決」しようとしているのかを問い、解決策としての第三国定住の問題点を指摘した。いまや第三国定住にくわえて、短期的であれ、労働や教育を目的とした第三国への移動、いわゆる補完的経路が強化されている。英国もまたこの方法を通じて、高度な技能をもつ難民を海外からピンポイントで受け入れるための制度を起源付きで導入している。結果としていまや、難民レジームは限りなく移民のためのレジームと接近している。第三国定住が難民レジームとしての解決策であるためには、「負担と責任の分担」の方法としての起源に今一度立ち戻る必要がある。

第三に本研究では、英国を含めた先進諸国で運用されている能力や投資に基づく優遇政策、いわゆる「ゴールデン・パスポート」及び「ゴールデン・ビザ」制度を通じて、成員と国家との間に創り出される結びつきを問うた。本研究では、成員と国家のつながりの希薄化とヒトの国際移動の関連に注目する「軽いシティズンシップ」論が具現化した制度として「ゴールデン・パスポート」および「ゴールデン・ビザ」制度を扱う。一方で、国家に対するリスクとみなされる成員から国籍を剥奪する事例も増えている。従来、成員と国家の間には「真正なつながり」が存在するため、国家が成員から国籍を剥奪することは希有な事例だった。しかし「軽いシティズンシップ」からなる国家と成員の関係では、成員であっても国家の繁栄や安全のために貢献し努力するとは限らない。各国政府にとっても個人にとっても自らの利益が優先する。ここでの利益は、経済的指標だけでなく道徳的指標によっても測定される。経済的利益のために各国政府は、「ゴールデン・パスポート」および「ゴールデン・ビザ」制度を導入するし、道徳的指標に基づきテロ活動に関与した成員の資格剥奪制度を運用する。個人の側からも、自らの利益と見なせば、「ゴールデン・パスポート」および「ゴールデン・ビザ」制度を使って他国へ移動することも厭わない。本研究では、英国の「ゴールデン・パスポート」および「ゴールデン・ビザ」制度に加えて国籍剥奪制度を取りあげ、これらは「軽いシティズンシップ」という同じコインの表と裏であることを論じた。

## (2) 研究成果の位置づけとインパクト

近年、ヒトの国際移動と各国の入国管理・庇護・国籍政策の変容に注目する研究では、植民地支配や奴隷制度の影響との関連を問う歴史的検証が増加している。本研究では帝国の歴史を持つ英国において、現在の入国管理・庇護・国籍政策に歴史的つながりが大きな影響をもたらしていることを明らかにした。そこで今後は、本研究の成果に基づき、英国の国籍・入国管理政策の改革を、「成員」の国民化と「政治体」の脱植民地化の相克過程と捉えて検証していきたい。さらに国家の構成員の決め方、つまり入国管理・国籍制度に関する先行研究の多くで、国家の統治機構や歴史・文化的背景といった内的要因が重視される一方で、国家を取り巻く外的要因が成員形成に与える影響は見過ごされがちであった。それに対し本研究では、英国をとりまく国際環境が、英国の政策変容に密接に関わっていたことを論じた。国家と成員とのつながりは固定的で永続的なものと理解されがちである。しかし現実には、国内および国外からの多様な要因が、国家と成員の関係および成員のあり方に継続的に影響を及ぼしている。庇護政策においても、各国に政策立案・運用は難民レジームの変容及び難民レジームの抱える問題と密接に関連していることがわかった。

本研究を開始する前は、英国の入国管理・庇護・国籍政策の歴史的変容を、多様な移動性への対応と管理の観点から評価・検討する予定だった。そのうち多様な移動性の管理については検討することが出来たが、多様な移動性の主体であるヒトがどのように政策変容に対応したかについては十分ふれることができなかった。現在出版を待っている英語論文ではこの点についてもふれている。そのためこの論文への評価を考慮しつつ、今後は英国の国籍・入国管理政策の歴史的変容を、脱植民地化への対応と歴史的つながりに基づく多様な成員の包摂と選別の観点から評価・検討していきたい。

## (3) 今後の展望

今後は本研究の成果を踏まえて、帝国の歴史を持つ英国において、今なお続く国籍・入国管理政策の改革を、「成員」の国民化と「政治体」の脱植民地化の相克過程と捉え検証していく予定である(2024年に開始する科学研究費助成事業に研究代表として採択済み)。

次のプロジェクトでは、英国での文献調査とインタビュー調査を通じて、旧植民地との関係を背景に持ち、英国内外に居住する「英国人」の存在・つながりが、国籍・入国管理政策改革に果たしてきた役割を解明したい。この研究は、英国を対象とした研究であると同時に、グローバルなヒトつながり、脱植民地という変革の契機を捉えて行動する多様な主体、「成員」の定義の問い直しと法制化に着目することで、国民形成やナショナル・アイデンティティ研究を再検討する試みとしても取り組む。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 柄谷利恵子	4. 巻 53
2. 論文標題 「軽いシティズンシップ・国家・成員－成員資格の剥奪と成員資格の販売から考える」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 1, 17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 柄谷 利恵子	4. 巻 66
2. 論文標題 「難民」保護への挑戦：第三国定住受入れを英国の事例から問う	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 続・戦争と統治のあいだ	6. 最初と最後の頁 285 309
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 柄谷利恵子
2. 発表標題 「第三国定住受入とUNHCR 難民レジームにおける負担と責任の再検討」
3. 学会等名 国際政治学会年次大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 柄谷利恵子
2. 発表標題 「軽いシティズンシップ・国家・成員－成員資格の販売と成員資格の剥奪から考える」
3. 学会等名 政治思想学会研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Rieko Karatani
2. 発表標題 Legislating Imperial Membership in Question: The Common Code System of the British Empire-Commonwealth before the Second World War
3. 学会等名 Drawing Boundaries: Moments in the History of Citizenship (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Rieko Karatani
2. 発表標題 Legislating Imperial Citizenship? The Common Code System and British Empire-Commonwealth before the Second World War
3. 学会等名 Drawing Boundaries: Turning Moments in the History of Citizenship (European University Institute) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 南山 淳、前田 幸男、五十嵐 元道、大山 貴稔、清水 耕介、和田 賢治、蓮井 誠一郎、古澤 嘉朗、原田 太津男、柄谷 利恵子、北川 眞也、小林 誠	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 262
3. 書名 批判的安全保障論	

1. 著者名 岩崎正洋、杉浦功一、柄谷利恵子、武藤祥、成廣孝、吉田徹、藤嶋亮、松尾昌樹、西岡晋	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 282
3. 書名 ポスト・グローバル化と国家の変容	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------